

CUNN



通算 72 号 2024 年 1 月

東京都江東区亀戸 7-8-9
松基ビル 2 F 下町エ社内
TEL 03-3638-3369
FAX 03-5626-2423

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク

第35回コミュニティ・ユニオン 2023/11/25～26 全国交流集会 in 熊本

23年11月25日(土)から26日(日)にかけて、熊本城ホール・シビックホールにおいて「第35回全国コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 熊本」が開かれ、全国55のユニオンから計280名の仲間が熊本に結集しました。

1日目の全体集会は霜出奈美さん(連合熊本ユニオン)の司会により始まり、現地実行委員会の田中広幸委員長、寺山早苗さん(全国ネット共同代表)の挨拶の後、第34回総会が開催されました。総

会議長には、出水タ子さん(連合熊本ユニオン)と木村真さん(関西ネットワーク・北大阪ユニオン)が選出され、すべての議事が満場一致で承認されました。続いて、3つのユニオンから、①名古屋ふれあいユニオン浅賀井製作所分会「労基法3条、20条違反で裁判闘争」、②スクラムユニオンひろしま出雲事務所「日系労働者の組織化」、③札幌地域労組千歳相互バス支部「ストライキ」について特別報告が行なわれ、総会を終了しました。

その後、休憩を挟み、くまモンが登場し、歓迎のくまモンダンスを披露して会場を沸かせました。



55ユニオン280名が結集

2023.11.25

特別講演では、宮津航一氏から「このとりのゆりかごから始まる第2の人生」、石黒大貴氏から「ベトナム技能実習生リンさんの死体遺棄罪刑事事件」の講演をいただきました。

第2部のレセプションはANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイで行なわれ、地元熊本の伝統芸能である山鹿灯籠踊りから始まり、特別参加された韓国ワイパー分会からの報告や各ユニオンの紹介があり、親睦・交流を図りました。

2日目は11の分科会に分かれ、それぞれの課題について活発な議論が行なわれました。その後、閉会集會が行なわれ、集會集約を佐藤正剛さん(全国ネット共同代表)、集會宣言を吉川一馬さん(連合熊本ユニオン)が提案し、承認されました。続いて、次回開催地である関西ネットワーク事務局長の木村真さんから決意表明が行なわれました。

最後に、笠井弘子さん(全国ネット共同代表)から閉会挨拶があり、地元実行委員会の田中広幸委員長の「団結ガンバロー」で集會を閉じました。

「組合運動の肝を教えてくれた」

記念講演 1

「こうのとりのゆりかご」から始まる第2の人生
～置かれた場所で花を咲かせる

みやつこういち
講師：宮津航一さん



熊本市にある慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」に預けられた子ども第1号の宮津航一さん（20歳）が講演。宮津さんは1歳前に実母を交通事故で亡くし、3歳で「こうのとりのゆりかご」開設初日に預けられました。航一という名前は当時の熊本市長が付けてくれたそうです。その後、里親となる宮津夫妻に引き取られ、5人のお兄ちゃん（宮津家の実子）とともに末っ子として育ちます。

ある日、小学校から友達のア君とB君と帰っていたら、A君が障害を持つB君に邪険な扱いをしました。航一さんはA君に、「そがんことするならもう一緒には帰らん」と言って別れたそうです。その夜、母に、A君の母親から「息子が、航一君から除け者にされたと言ってる」と電話がありましたが、母はきっぱりと「うちの子はそんな子ではありません」と対応したのです。中学校では、不適切な対応をした学校に対し、父親が校長先生に直談判したことも。このような場面に接する度、宮津さんは「家族」を感じたそうです。そして、「血が繋がっているということではなく、何があって

も『最後まで味方』でいるのが家族だ」という父親の言葉を紹介してくれました。

17歳のとき、航一さんは普通養子縁組によって宮津航一になります。成長の過程で「誰が、なぜ預けたの?」「生まれた時の写真は?」「名前の由来は?」という様々な疑問が出てきますが、父母は、小さい時から丁寧に話してくれたそうです。これを、航一さんは、単に事実を告知するのではなく、真実を告知してくれたと表現しました。

大学2年の宮津さんは今、「ふるさと元気子ども食堂」の活動を通じ、子どもに係わる諸問題（貧困、不登校、いじめ、虐待、孤独、ネグレクト等）を地域の課題として捉え、地域で見守り、地域で子育てしようとして取り組んでいます。これからは「こうのとりのゆりかご」当事者として「真実告知」「その後の検証」「出自」と向き合う当事者ネットワークを作り、社会の理解を広める活動したいと語りました。好きな言葉は「置かれた場所で咲きなさい」。何と素晴らしい言葉でしょう。それを実践している宮津さんはもっと素晴らしいと思いました。

記念講演 2

孤立出産に追い込まれない社会に ～ベトナム人技能実習生孤立死産の最高裁無罪判決から見えるもの

いしぐろひろき
講師：石黒大貴さん

ベトナム人技能実習生リンさんが孤立死産し、死体遺棄罪に問われた事件で、最高裁で無罪を勝ち取った主任弁護士の石黒大貴さんが講演。

リンさんは妊娠を誰にも明かすことができないまま、20年11月に実習先の寮で双子の赤ちゃんを死産します。遺体をタオルで包み、生年月日、名前、お詫びの言葉や「天国で安らかに眠ってね」と書いた手紙と一緒に段ボール箱に入れて白いセロハンテープで封をし、「赤ちゃんが寒くないように」と別の白い箱に入れセロハンテープで封をした行為が死体遺棄罪に問われます。

石黒さんは、「殺人や窃盗が罪に問われるのは分かるが、死体遺棄は何故罪に問われるのか？」と参加者に問いかけ、それは、死者に対する追悼、敬虔の感情という社会秩序を乱したためであり、「遺棄」とは、死者に対する追悼・敬虔の感情を害する態様で行われた死体の放置・隠匿だと解説。私は、なるほどと刑法が少し分かったつもりになりました。同時に、ベトナムの家族に仕送りしながらの技能実習であり、妊娠を会社や監理団体に知られたら帰国させられるという恐れの中で孤立出産せざるを得なかったリンさんが、ごめんねと謝りながら我が子をタオルでくるむ姿を思い浮かべ、涙が隠せませんでした。

しかし司法は、リンさんの行為を社会秩序を乱す行為と断じ、一審二審とも有罪にしたのです。

石黒さんは、上告に際し、司法には技能実習制度や孤立出産に対する無理解があると考えます。そこで、リンさんの行為が「死者に対する宗教的感情、敬虔感情」という社会一般の感情を乱したものがどうかを裁判官に伝えるために社会一般の声を集めることが重要と考え、ネットで意見を募集します。反響は大きく、2ヶ月で出産経験者、産婦人科医、精神科医、在留外国人などから127



通の意見が集まり、それらを意見書として最高裁に提出。「異国の地で、言葉も地理も社会システムもわからずに独りで出産し、かつ手元にある限られた品々で埋葬の準備を行なった被告人のことを罪に問うのは病者に鞭打つ行為に等しい。この行為が罪に問われるならば、孤立出産に伴う死産ケースのほとんどが犯罪とみなされかねない。」とは慈恵病院の蓮田健院長の意見です。

23年3月24日、最高裁は無罪判決を下します。私は、最高裁を動かしたのは、単なる法律理論というより、運動によって集められた意見書から導いた理論だったと思います。続いて、石黒さんは、技能実習制度や孤立出産を巡る諸問題を弁護士の立場から解説してくれました。

以上、2つの講演を「組合運動の肝を教えてくれた」と評した仲間がいました。

「全国交流集会 in 熊本」に取り組んで

熊本集会実行委員会

集会実行委員長の田中広幸さん
(連合熊本ユニオン)



23年8月初旬に全国78ユニオンに集会参加のご案内をさせて頂き、地元実行委員会としてのスタートを切

りました。ところが、1次集約時点での参加報告数が大変少なく、これまでの集会のように参加者が集まるかとても心配しましたが、最終的には全国から延べ280名もの皆さまに参加報告を頂き、安堵しました。

連合熊本ユニオンを中心とした地元実行委員会はおよそ1年かけて、熊本集会開催に向け準備を進めてきました。実行委員会4回、講師要請、集会会場や交流会会場の選択や下見、資料作成など。開催会場と交流会の会場および参加者の宿泊所が違ってくることから、会場との移動や受付などスムーズな運営となるよう検討を進めてきました。

くまモンの出演交渉では、毎週土曜はくまモンスクエアで一日3度のショータイムの出番があるので、出演時間の調整に苦労しました。当日は、くまモンも出演時間をオーバーするぐらい頑張ってくれて、参加者の皆さんも盛り上がり、くまモンとの握手や写真撮影などで楽しめたのではないかと思います。

また、特別講演の選定には、熊本に特質した出来事でユニオンの皆さんに問題提起ができるようなものはないか検討し、2人の方に講師を依頼することにしました。この2つの講演はいずれも「命」をテーマとしており、参加者の中には涙ぐむ様子も浮か

え、有意義な講演会を開催できたのではないかと思います。

第2部の交流会はANAクラウンプラザホテルニュースカイで開催し、約280名の仲間に参加を頂きました。オープニングで地元熊本の伝統芸能である山鹿灯籠保存会による「山鹿灯籠踊り」を披露しました。約2時間程度の交流会でしたが、それぞれに親睦と交流を深め、より一層の仲間意識が高まったのではないかと感じています。

2日目は11の分科会で、それぞれの課題について報告と活発な議論が交わされました。閉会集会の終わりに、実行委員会の田中委員長の「団結ガンバロー」で2日間の集会を無事終了しました。

最後に、集会成功に向けてご指導、ご協力を頂きました全国ネット運営委員会の皆さまに感謝を申し上げます。また、全国のユニオンの皆さま方には早期の参加申込のご案内と参加費の口座振込のお願い、当日入金省力化と領収書の簡素化、また、混雑回避のためにと参加者別に団体名、氏名、分科会場、交流会席を名札に表示させて頂いたことなど、かえって分かりづらい点もあったのではないかと考えておりますが、色々なところでご協力頂きました。参加者の皆さまに心より御礼と感謝を申し上げます。

熊本城のポーズで、くまモンと記念撮影



分科会報告

ボクも皆に会えて
嬉しかったモン!



第1分科会 ■ 精神障害の労災認定基準

天野 理 (下町ユニオン)

各地のユニオンから22名が参加。成田博厚さん(名古屋労災職業病研究会)が進行役を務め、精神障害に関する新たな労災認定基準の報告や事例共有が行われました。

厚生労働省のデータでは、精神障害の労災申請はこの10年で約1200件増加し、年間2600件余りと増え続けていますが、認定件数は700件前後にとどまっています。認定率は全国平均で35%ほどと低い状況が続いており、東京(29.7%)や愛知(25.0%)など、労働局によってはさらに低い認定率にとどまっている現状があります。しかも、従来の労災認定基準は内容が複雑であり、申請から決定までの平均期間が6~8ヵ月と長期にわたる状況になっています。

厚生労働省は、こうした状況を背景に、2021年より精神障害の労災認定基準の見直し作業を進め、2023年9月に12年ぶりとなる労災認定基準の改正を行いました。今回の分科会では、まず改正された主なポイントを共有しました。

第一に、労基署が検討すべき「パワーハラスメント」の項目の対象が拡充され、「無視等の人間関係からの切り離し」や、過大あるいは過小な業務を課すことなどが例示に追加されました。さらに、「性的指向・性自認に関する精神的攻撃を含む」との規定も入りました。

第二に、国籍や性別を理由とした差別や不利益な処遇も検討の対象とする内容に見直されました。この変更により、職場での国籍・人種・信条・性別などを理由とする差別も、精神障害の労災申請での審査対象になってきます。

第三に、「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」という項目が新設されました。新型コロナウイルス感染症の集団感染の中で、治療や介護などに従事している医療機関・介護施設の医師・看護師・職員などが想定されます。

分科会では、こうした改正点を踏まえ、現場でどのように取り組んでいくか、活発な質問・意見交換が行われました。心療内科の主治医が労災の証明を拒否した場合の対応策、同僚からの執拗な無視の実態をどう労基署に立証するか、など実際の相談対応に基づく意見交換がありました。また、日本語ができないことを理由に職場で差別され適応障害を発症した外国人労働者のケースや、上司の暴言の録音が重要な証拠になって労災認定を勝ち取ったケースなどの報告もありました。

今回改正された新たな労災認定基準は、認定の範囲を広げるポジティブな要素があります。この改正を活かして労働者の生活と権利を守るために、労働運動がさらに取り組みを進めていく必要があります。

第2分科会 ■ メンタル労災からの職場復帰

川本浩之 (よこはまシティユニオン)

12ユニオンの17人が参加しました。

■ 三菱電機に復帰した組合員 / よこはまシティユニオン

よこはまシティユニオンの三菱電機の組合員が、9年ぶりに職場復帰に至る経過を報告しました。労災申請、解雇、会社のひどい対応などは割愛し、職場復帰を決めてからの交渉やオンラインによる

研修、卑劣な匿名嫌がらせ年賀状とそれに対する会社の適切な対応などをパワーポイントで、わかりやすく説明しました。

参加者からは、「機関紙である程度のは知っていましたが、まとまって話を聞くのは初めてなのでとても参考になりました」、「嫌がらせ年賀状は本当にひどい」などの感想が出ました。「労働相談を受けて取り組む際には関係当事者の協力が必

要になる、キーパーソンの存在が重要だ」といった意見や質問もありました。

■職場復帰後の嫌がらせ問題／ユニオンあしや

食品製造会社に勤務する男性が、長時間労働やハラスメントが原因で睡眠障害等を発症し、2022年1月に体調を崩して休職し、同年5月に復帰しました。ところが会社は「健康への配慮」を口実に、社内サーバーへのアクセス権限をはく奪し、会議や研修への参加を拒むなどして、2023年春ごろか

らは仕事をほとんど与えない状態になりました。男性は6月には訴訟を提起するとともに、ユニオンに加入し、10月には団体交渉が開催されました。仕事からの排除の不当性を訴えて改善を求めています。

他にも職場で深刻なハラスメント被害を受けた当事者が参加して、自分の経過や現状の報告もありました。まだ具体的に労働組合としての取り組みに至っていないので、必要に応じて分科会責任者に連絡してほしいとお伝えしました。

第3分科会 ■ 労働組合における WEB 活用

進藤勇志（連合福岡ユニオン）

20名が参加しました。本分科会では労働組合におけるweb活用をテーマとし、2021年の静岡集会から数えて3回目の開催となります。講師は引き続き、札幌地域労組の三苦文靖書記長、連合福岡ユニオンの進藤勇志書記次長が勤めました。今回は主に講師兩名が前職の経験や自身の有する知識を生かして、自らの組織で行っている事を教材に、HPやSNSをより効果的に周知するためのテクニックとして、webで検索した際の順位を上げるための対策「SEO」の紹介と解説、閲覧数を増やすための手法として「ロングテール」の紹介と解説などを行いました。

加えて、各地組織の好事例紹介として北大阪ユニオンのHPの紹介、プレカリアートユニオンのマルチメディア発信（HP、SNS、youtubeなど）の紹介も行いました。北大阪ユニオンの鈴木耕生書記長と、プレカリアートユニオンの清水直子委員長からは、取組みの解説や参加者からの質問にもご対応いただきました。このご尽力により、参加者の皆さんが作業面、実務面についても多くのヒントが得られる機会になったのではと思います。

現実として、短い時間でなかなか技術面のテク

ニカルなことをお伝えすることは難しいため、この分科会から発展し、複数日の期間を設けてweb製作技術習得の機会を設けて欲しいなどの声が参加者から寄せられました。こちらはプログラム言語の習得やPCを用いたデザインスキルの習得を行うに近い時間ともなるので、なかなか難しいのかもしれませんが、いずれ何かしらの形で行うことが出来ればと思う次第です。

毎回分科会は各組織がweb製作における悩みや、運動の展開に対して切磋琢磨していることやアイデアなどを共有する時間ともなっています。

今後スマートフォンの発展や、SNS等の発展により、ますますwebを利用することは必須になってくるかと思われます。正直、取り掛かるにあたっては知識も必要であるし、技術や機能もどんどん新しいものが産まれてくるため対応することは大変です。しかし、こちらも労働法や組合運動の習得と同じく、少しずつでも構わないので、自分が得意なところからでも行って学んでいけば大丈夫です！素晴らしいアイデアは皆で共有して、私たちのこの素晴らしい運動を更に世間に周知していきますよう。

第4分科会 ■ 女性と労働

近藤恵子（北海道ウイメンズ・ユニオン）

26名（15ユニオン）が参加しました。働く女性が職場で直面する重大かつ深刻な問題、セクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメント。

事前に実施したCUUN加盟ユニオンのアンケート調査では、約70ユニオン中、セクハラ・マタハラ事例で取り組みがあったとする回答は11ユニオ

ンという少ない結果でした。被害にあってもなかなか声をあげられず、訴えがあっても適切な相談対応ができず、効果的な交渉結果を得られにくい現状が浮かびあがりました。当事者は被害の後遺症を抱えたまま、職場を失い、生存権すら危ぶまれる状況に陥ることもあります。

【マタハラ事例報告（名古屋ふれあいユニオン）】

外国人労働者の妊娠・雇い止めのケースについて、育休や社保を求め団交で雇用継続となったケースが報告されました。外国人労働者はビザの問題があり、3年契約で働くことが多く、日本人労働者とは賃金体系も違います。立場が弱く、妊娠すると雇止めになるので、なかなか会社に言えない現実があります。

【セクハラ事例報告（女性ユニオン東京）】

組合の女性専従職員が男性組合員からセクハラを受けました。執行部に訴えますが、加害者と接触しないように被害者の活動日を変更させられるなど不適切な対応があり、指摘すると、指導書、警告書をわたされ、雇止めを通告された事例です。やむなく女性ユニオンに駆け込んだところ、二重加盟は除籍処分の対象であるとして解雇予告通知

がきて、大会への参加も排除されました。現在、労働委員会に不当労働行為を申し立てています。

【グループ討論・交流会でのセクハラ被害に対する申し入れ】

5グループにわかれ、2つの報告を中心に集中した討論が展開されました。セクハラ事例の報告にある通り、労働運動の中にも強固な家父長制の残滓が残っていて、男性中心主義の組合には当事者がそもそも相談しにくいという現実があります。報告事例では、労働組合の活動の現場で起こった被害について、当該の労働組合に対応能力がないばかりか、さらに、被害当事者の労働権が剥奪されるという考えられない事態が起きました。

労働運動の中からジェンダー差別をなくしていくための取り組みについて具体的な検討が重ねられました。さらに、前日の交流会会場でセクハラ被害を受けた参加当事者からの訴えがあり、CUUNの運動にこそ、ジェンダー平等を実現しなければならないという参加者の意思がまとまり、CUUN運営委員会及び加害者の所属する組合あてに申し入れを行うこととなりました。この申し入れがジェンダーフリーな労働運動を実現するための第一歩になることを期待しています。

第5分科会 ■ 会計年度任用職員

山本三千子（自治労兵庫県本部臨職評）

参加者は7団体16名でした。

2024年度から会計年度任用職員にも勤勉手当支給が可能となりましたが、人事院勧告の給与改定の4月遡及や勤勉手当の正規職員との同率支給など均等待遇・格差是正に向けて情報交換しました。

おきたまユニオンからは2026年4月からの学校調理業務の民間委託による雇止め問題について報告がありました。下町ユニオンからは上限4年の公募により雇止めされ、同年齢の未経験者が採用された実態と報告がありました。住民サービスの低下にも直結する事を住民運動として知らせていきたいと話され、会計年度任用職員は女性が多く働いている事からジェンダー問題もあると問題提起もされました。

福島瑞穂議員からも「今や市民サービスは正規が減る中、会計年度任用職員なしでは回らない！

その人たちを公募試験の対象とするなら、正規も同じようにすればいい！」と発言され、参加者も同感だと声があがりました。ユニオン市原、全国一般福岡、連合熊本ユニオンからは、教育現場での賃金格差や勤務時間に採点時間が入っていないなどの実態を報告されました。なかまユニオンからは2020年の制度導入時に一時金支給により給料が3万も減額されたことや雇止めへの不安を報告されました。兵庫からは人事評価により総合的判断として雇い止めになりかけたが、単組を支えるブロックや臨職評の繋がりもあり撤回させた報告がありました。また、ILOへ訴えたが国や自治体は勧告がおいてもそれを守らない実態があると悔しさを話されました。

中野麻美さんからは「会計年度任用職員については、国会において全会一致で付帯決議が採決さ

れている。均等待遇や不利益取り扱いの禁止等があるため、今一度取り上げていくべきではないか」と提案されました。また、福島瑞穂議員からは「今後も会計年度任用職員や非正規で働く人への改善に向けて国会でも声を上げて取り組んでいきます！」と力強い発言がありました。最後に中野麻美さんから「雇用を会計年度に区切るこだわりは何

なんだ？という事を問い続けて、私たちは常時必要とされる職じゃないのか？と、総務省に問い詰めたらいいい！常時ではないなら一体何なのか？」と追求するのも必要だと発言されました。仲間を増やし声を上げ、運動する事の大切さを共有して分科会を終えました。

第6分科会 ■ 外国人問題の取り組み

土屋みどり（スクラムユニオン・ひろしま）

31名の参加で行ないました。そのうち7名が外国人で、ブラジル人、フィリピン人、ペルー人と、国際色豊かな顔ぶれとなりました。

自己紹介の後、まず最初に、出雲のブラジル人から闘争報告を受けました。フジアルテ分会長のイダ・ホドリゴさんは、些細なミスを理由に2ヶ月半にも及ぶ自宅待機処分を受けました。フジアルテのねらいは、労働者からの信頼の厚いイダさんを職場から追い出すことによって、スクラムユニオン・ひろしまの弱体化を図ることにありました。この攻撃に対し、彼は断固闘う意志を持ち、またコミッティ（執行委員会）の仲間の励ましを受け、闘い抜き、勝利しました。熊本大会の後、12月1日には職場復帰を成し遂げました。

次に、ユニオンみえの遠藤さんから、活動報告を受けました。ユニオンみえには、外国人から多く相談が寄せられています。遠藤さん自身はブラジル人ですが、ブラジル人、ペルー人、フィリピン人など多言語の相談を通訳なしで受けています。そして、団交要求書を作成し、交渉を行っています。今は亡き広岡さんの指導を受けて学び、今はその

活動内容を引き継いで活動しています。外国人が、外国人を組織するというすばらしい活動を行っています。学ぶべきところが非常に大きい報告でした。そして、出雲のブラジル人にも良い刺激となりました。

最後に、東広島市で孤立出産したベトナム人技能実習生Sさんの件について、スクラムユニオン・ひろしま、土屋信三委員長が報告しました。前日の講演で「リンさんの最高裁逆転無罪判決」報告が石黒大貴弁護士からありました。スクラムユニオンも同じように、技能実習生制度の欠陥に翻弄された技能実習生の苦悩を目の当たりにしてきました。Sさんの場合は、1年4ヶ月、執行猶予3年の有罪判決でした。本人の希望は、日本で実習生として引き続き働くことだったので、実習先企業と新しい協同組を探し、入管との度重なるやり取りを行いました。熊本大会の後、12月11日ようやくビザがおり、技能実習を継続できるようになりました。12月19日には晴れて実習再開を果たすことができました。まだかまだかと待ちわびただけに、Sさんの喜びようは大変なものでした。

第7分科会 ■ 同一労働同一賃金

浅野文秀（名古屋ふれあいユニオン）

18ユニオンから19名が参加。zoomを通じて名古屋共同法律事務所の中谷雄二弁護士にも参加をいただいた。

最初に、分科会担当より、2020年に施行されたパートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法の改正が、正規労働者と非正規労働者の間の同一労働同一賃金を進める上での役割を報告するととも

に、同じ時期に裁判所でどのような判例が示されたかを紹介した。

次に、全国のユニオンにアンケート調査を行って回答をいただいたユニオンのうち三つのユニオンから、取り組んでいる内容を報告していただいた。まず静岡ふれあいユニオンからは派遣社員が派遣先社員との同一労働同一賃金を実現する交渉

の困難さが報告された。次に、名古屋ふれあいユニオンからは、外国人労働者の日本人労働者との賃金差を裁判を通じて大幅に改善させたことが報告された。そして東京ユニオンからは、パートや契約社員と正社員との賃金格差について別の理由で格差を正当化する企業の対応が報告された。

その後、zoom参加の中谷弁護士より、定年後再雇用労働者の正社員との待遇差についての重要な裁判例となっている、名古屋自動車学校事件について詳細な報告があった。定年退職後再雇用された労働者が、正職員の時より大幅に労働条件を

切り下げられるケースは極めて多く、参加したユニオンからも実態が報告された。

これらの報告をもとに参加されたユニオンにより活発な意見交換が行われた。

過去、正社員に比べて、パート、契約社員、派遣社員などの非正規雇用や女性・外国人の労働条件が著しく悪いことが当たり前のように横行してきたが、この間労働者の取り組みや判例の積み重ねで、法律的にも同一労働同一賃金が明示されるようになった今、多くのケースで交渉に取り組んで、解決の水準を高めていく必要と可能性を感じた分科会であった。

第8分科会 ■ 組合を作って闘おう！

桃井希生（札幌地域労組）

東京管理職ユニオン書記長の神部紅さんと指名解雇事件に取り組む Google Japan Union 支部長の橋本良さん、札幌地域労組の副委員長の鈴木一さんと路線バスで24時間ストライキをした千歳相互バス支部支部長の江崎毅さんを講師に、それぞれの組織化の事例共有と質疑応答を行いました。

はじめに、札幌地域労組の鈴木さんより、千歳相互バス支部の事例。10年以上前に残業代未払いをきっかけに組合が結成されたものの、残業代が支給されるようになってからは組合活動が落ち着き、脱退者なども出た中で、江崎支部長が契約社員である車掌さんの問題などをメインに交渉を続け、組合を維持していました。そのような中で、2021年末に経営陣が交代したことをきっかけに組合が再活性化。腕章鉢巻闘争などを経ても会社の組合軽視の姿勢が変わらなかったため、路線バス全便運休のストライキに至りました。

続いて、東京管理職ユニオンの神部さんより、Google Japan Union 指名解雇事件の事例。団体交渉当日に、会社側の制止を振り切って組合員およそ50人で会場参加した話や、組合員が覚悟を決めて顔を出して堂々とメディアで発言する話などを映像を交えてお話いただきました。Googleでは、大量リストラが発表されてすぐに多くの仲間を集めて組合結成&申し入れを行い、団体交渉の中で、会社から提示された「退職パッケージ」を拒否しても解雇はされないという確約を得ました。Googleという巨大企業相手にも組合の力を示し、

現在も交渉が続いています。

千歳相互バス支部の江崎さん、Google Japan Union 橋本さんからも、現場の組合員で意思統一をする大変さや、組合活動を通じてこれまで苦手だったり抵抗感のあったこと（江崎さん：WordやExcel操作、橋本さん：街宣やビラ捲き）が出来るようになった等のお話を伺いました。

鈴木さん、神部さん共に、長年に渡って労働運動に携わってきましたが、一つとして同じ組合結成はなく、常に目の前の労働者と話をして向き合うことが大事とお話でした。

労働組合を作るのは労働者の当たり前の権利で、日本では、法的には2人いれば組合結成が可能です。しかし、何の戦略も無く組合を結成しても、すぐに会社に弾圧されて潰されてしまいます。職場に根付き、労働者を力づけるような組合を作るためには、組合結成当初から話し合いによる意思統一やトレーニングを積み重ねることが必要不可欠だと思いました。



1、分科会の位置づけ

昨年、おきたまユニオンから「救済申立から第1回調査まで半年もかかり、労働者側委員が『中立的立場』を公言し、組合との打ち合わせも拒否し、第1回調査で会社側の意向をくんだ和解案がいきなり出され、その間に組合がつぶされる」と言う報告がされた。この報告は、今の全国の労働委員会の現状を端的に表している。その結果、労働委員会を使わないという労働組合も出てきて、ますます労働委員会の機能低下に拍車がかかっている。

他方、水準が高いと評価がされる神奈川県労働委員も、1970年頃までは酷い状態で、民主化を求める取り組みを通じて改善させてきたとの報告がされた。そこにヒントがあるはずだ。各地の報告から、労働委員会の民主化について考える。

2、各地からの報告

■福岡／申立から2ヶ月おきに調査が開かれ、1年ぐらいで命令が出ており、委員会としては悪い印象はない。

■宮崎／4年前に公益委員が1人を除き一新し、会長を含め労働組合への理解や知識がない。チキンフーズ争議では、公益委員会が「あっせんになじまない」と発言する始末。労働側委員も「公平な立場にいないからならない」と考える人がいて劣化が著しい。

■山梨／2011年頃まで労働委員会を活用していた。昨年あっせん2件、今年救済申立1件、あっせん2件行った。感じたことは、事件がないと本当にダメだ。以前は「口外禁止」なんてなかったのに、最近は必ず言うてくる。個別紛争を扱うようになり、民事裁判と同じような傾向にある。個別案件の解決＝口外禁止というスタイルになっているのではないか。また、団交拒否事件でも3か月経ってようやく第1回調査。あまりにも遅い。

■兵庫／大阪府労委にあっせん申請した件で和解条

項に口外禁止が盛り込まれようとした。それに対し、組合活動に対する支配介入だと強く反発した。■神奈川／高く評価される神奈川だが、神奈川シティユニオンが全体の3分の2を占めている。民主化闘争の一つがとにかく申立件数を増やそうということであった。年間新規申立件数25～30件。かなりの部分が「関与和解」により解決。しかし、和解をめぐっても労働側委員の力量が問われる。

3、共通する課題

- ①スピード（進行が遅すぎて役に立たない）
- ②労働委員会の委員としての自覚のなさ（不勉強の上に、知識もセンスも経験もない）
⇒とくに、公益委員と労働者側委員
- ③労働委員会と裁判との違いが見えない（労働委員会としての判断をしない）

4、当面する対策

- ①「労働委員会関連情報メール通信」の活用／昨年から全国ネットが「労働委員会関連情報メール通信」を配信している。各地で取り組んでいる救済申立やあっせん申請、申し入れ・交渉などの情報を共有することが目的である。事務局に、そうした情報を集中してほしい。
- ②「労働委員会サポートセンター」準備会からのアンケート／昨年、CUNN通信でアンケートを実施した。現在5ユニオンから回答があるだけであり、ぜひ協力をお願いする。
- ③労委労協への申し入れ／労働者側委員の資質等について、労委労協に改善の申し入れが可能との報告がされた。労働側委員の資質向上に向けて、大いに活用していきたい。
- ④悪質な公益委員／かつて使用者側代理人が公益委員を担っていたケースがあった。当該労働委員会や各都道府県知事はもちろん、当該弁護士会への申し入れなど、公正な公益委員の選出を求める。

16名（ZOOMは2名）が参加。まず、事前にお

願いしていた5人から報告を受けた。

最低賃金審議会の労働者代表委員である全国一般福岡地本の河村書記長から、最低賃金制度の基本的なこと、今年之最賃審議会の審議について説明を受けた。全国では24県で目安を上回り、+8円となった佐賀は県知事の「鶴の一声」が大きかったとのことだった。

同じく労働者代表委員である岐阜一般の北島委員長には、特定最賃、地域最賃の専門部会委員を長年やってきた経験からお話いただいた。最賃署名、意見書、生活調査など全部目を通し非常に委員にとっては力になる。福井での引上げも県知事の発言が大きかった。自治体への働きかけも重要。また地域最賃だけでなく、働いている産業の賃金が適正なのかという意味からも特定最賃をしっかり守っていくことが大切であることを強調された。

札幌パートユニオンの山本事務局長からは、運動の中で当事者の声がいかに取り入れられるか考えてきた。運動の準備期間・素案作成段階に非正規の人が入れるのが大事。審議会の傍聴希望者は全員入れるようになったが、専門部会は非公開、議事録も公開していない。地区連合の審議委員宛のFAX要請行動や労働局前集会に参加している。参考人意見陳述が、ここ7年は継続してパートユニオンから出ているとの報告があった。

きょうとユニオンの服部書記長は、パワーポイントを使って祇園祭で最賃引上げをウチワ型にして配布、ショッピングセンター広場で最賃イベント。講演会や動画を流したり最賃相談を行った。京都府と滋賀県で最賃ボードを持ちSNSにアップするなど、世間の関心を集めるために工夫した活動を紹介された。

わたらせユニオン書記長の嶋田さんは、2007年から意見陳述をやってきた、昨年は物価高騰に見合う最賃の再改定を求める取り組みを行ってきた。活動は全国に広がり40以上の団体が労働局、厚労省への要請行動に取り組んだ。今年改定の特徴はCランクがABランクの引上げ額を大きく超えた。目安を超えたのは自治体首長の影響があった。県への要請もしていきたい。岸田首相が2030年代半ばに1500円を目指すと表明した。次の目標として1500円が共通認識になった。全国一律1500円以上の最賃を実現しようと話された。

参加者からは、最賃で募集しても若い人は入ってこない、工場で世代交代も出来ない。若い人は都会に出てしまい地域に残らないなど深刻な話があった。

今後の最賃引上げ運動として、自治体への働きかけが重要であると印象に残る分科会だった。

第11分科会 ■ フリーランス

鶴丸周一郎（名古屋ふれあいユニオン）

フリーランスユニオンの塙さん・土屋さん・仁井田さんと東京ユニオンの関口さんから基調報告をいただき、質疑や意見交換を行いました。

1、フリーランスユニオン（FU）

FUは、ウーバーイーツユニオン（UEU）・ヨギーインストラクターユニオン（YIU）・ヤマハ音楽講師ユニオンのメンバーや多様な仲間が集まって活動している団体。各構成ユニオンは、労働組合づくりの本などを参考にして結成したそうです。「STOP！インボイス」など、広くフリーランスの権利を守る運動に関わっています。UEU土屋さんからは、団交拒否について都労委が2022年11月に救済命令を出したこと、在留資格差別問題などが報告されました。また、YIU塙さんからは、結成のきっかけ、組合役員を狙った一方的な契約解

除について都労委で争い2023年6月に救済命令が出されたことなどが報告されました。

課題として、塙さんは、①要求実現に時間がかかる、②交渉力の差、③会社の契約違反への対抗が難しい、④雇用か否かがグレー、⑤それぞれ働き方への考えは違う、という5つの課題を列挙。特に⑤について、「『会社員時代にハラスメントを受けた。』とか、『病気で通常の雇用は困難。』といった声も多い。雇用とフリーランスとは地続き。雇用される労働者がよくなれば、フリーランスの状況もよくなるはず。」と、連携の意義を訴えました。

2、アマゾン配達員

2022年にアマゾン配達員組合横須賀支部と長崎支部を結成。アマゾンの荷物配達の仕事は複雑で、下請業者に出す場合と、アマゾンが直接配達

員に出す場合に分けられます。一次下請業者は全国で数社あり、更に二次下請業者に仕事が出されます。東京ユニオンは一次・二次下請業者と契約している配達員が支部を結成し活動してきました。

横須賀支部は、配達中に大怪我をした組合員が労災請求をし、2023年9月に労災として認定されました。労災の対象となる労働者は（判例上）労基法上の労働者と解されるので、これを足がかりとして労基法違反を追究しているところです。これは重要な取り組みで、広く影響を与えそうです。

そのほか、ブラックフライデー（土屋トカチ監督の動画上映も）、地域ごとの報酬額格差、ストライキ、ダミーコード、他地域での組織化など、たくさんの情報共有がありました。

3、質疑ほか

多くの質疑がありましたが、ここでは呉学殊さんとチェ・ユンミさんの話をのせておきます。呉さんからは、「法制度を作ることもあるが、一方で、労働法適用の枠を現実に合わせて広げていくことが必要。フリーランスの問題は人権の問題だ。」という言葉。チェ・ユンミさんは自身が活動する安山市の実情をあげ、「地域にはフリーランスの介護労働者や保育士、マンション警備員などがいて、組合づくりについて話をしている。地域全体を働きやすい場にしたい。」と語りました。

これからユニオンでも取り組んでいくきっかけづくりができました。国際的な連帯も模索していけそうです。

女性交流会 ■ 出会い、つながり、ひろがる

仁田裕子（女性ユニオン東京）

2018年以降、毎回20名前後の参加者で交流を続けてきました。今年は6ユニオンから13名が参加し福島瑞穂議員も加わり、全国のユニオンの仲間同士の絆が一層強まった交流会となりました。

1. これまでの女性交流会の動きの報告

この2年間は、「女性と労働」分科会と女性交流会参加者有志がMLで繋がり、月1回のZOOMミーティングで、それぞれのユニオンの情報交換や女性交流会で出された行動提案を具体化するために、話し合いを続けてきました。昨年の「女性交流会」から出された、セクシュアルハラスメント（セクハラ）とマタニティハラスメント（マタハラ）の相談・取り組みアンケートを全国のユニオンに依頼し、そこから出てきた問題を9月のCUNN行政交渉で担当官庁に要請。8月には、全国の女性たちに呼びかけ「オンライン女性交流会」を開催。このように、全国のユニオンの女性たちの取り組みや課題を情報交換し、共通の問題を外部へ発信するなどジェンダー差別をなくすための具体的なアクションにつなげてきています。

2. 第4分科会「女性と労働」報告を受けて

分科会のセクハラとマタハラの事例を受けての話し合いからジェンダーフリーの労働運動を実現させるために、意識決定の場に女性の参加の重要

性も確認することになりました。

セクハラ事例報告からは、セクハラ加害の認識が弱いことが共通の問題であり、事後対応が不適切のため被害者が2次被害を受け退職に追いやられることも多く、ハラスメントが起きないために、外部の相談窓口の必要性などが出されました。

分科会の討論から出てきたこととして、①女性たちの声があげられる場づくり（女性交流会や各ユニオンでも女性の組合員が集まれる場づくり等）、②セクハラ被害者同士が語り合える場づくり、③セクハラ対応について、広域で相談できるようにする、などの提案があり、今後「女性交流会ミーティング」で具体化していくことや、次回オンライン女性交流会での話し合いにつなげていくことになりました。

3. 各ユニオンの取り組み

セクハラ被害者からの相談対応時に性差別の言動をしないように、執行委員のマウストレーニングなどのアップデート講座の報告、大学の非常勤講師を中心に賃上げや無期転換を求めて支部を結成し、厳しい闘いを地道に取り組んでいる報告など、各地での取り組みに力づけられ、自己のユニオン活動の参考になるアイデアも得られ、これからも女性交流会を継続することを確認して終わりました。

集会宣言 (案)

2023年11月25日、26日、我々コミュニティ・ユニオン全国ネットワークの仲間は、熊本の地において「ぎゃんして、ぎゃんすつと、ぎゃんなつとたい『みんなが団結して 行動すれば 未来はひらける!』」をテーマに掲げ、日頃の取り組みを共有した。

格差は拡大し続けている。多発する自然災害は、より弱い者により多くの困難をもたらしている。働く場においては、不安定な雇用、労働条件格差、賃金不払い、ハラメント、組合活動への不当な妨害など、様々な不条理が解消されることなく、逆に増え続けている。

そして本集会において、「こうのとりのゆりかご」「リンさんは無罪」の報告をはじめ、多くの事例を学んだ。

「多様性を認め合う社会」こそが、真に進んだ社会である。「最も弱い立場にいる人が当たり前で暮らせる社会」こそが、真に強い社会である。

今こそ我々は「労働組合は自分たちのために連携するだけでなく、社会の不条理に立ち向かい、自分より弱い立場にある人々とともに闘わなければならない」という先人の言葉を再確認しなければならない。

真に進んだ社会、真に強い社会の実現に向けた歩みを進めなければならない。

本集会を通じ、一人ひとり弱くとも、団結し、行動すれば、未来を切り開くことができることを確認した。不条理に泣く人の傍らに立ち、その声に耳を傾け、一緒に声をあげるユニオン運動の必要性を確認した。

我々コミュニティ・ユニオン全国ネットワークの仲間は、今日からの1年、一歩ずつ着実にユニオン運動に取り組むこと、そしてその成果を来年、大阪の地で報告することをここに宣言する。

2023年11月26日

第35回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 熊本
参加者一同

みなさん、ぜひ次回も元気にお会いしましょう!!

第36回全国交流集会は、
24年10月5日(土)~6日(日)に大阪で開催予定です。



かわもとひろゆき 事務局長 川本浩之



① よこはまシティ
ユニオン

② 「夕暮れに夜明け
の歌を」 奈倉有里著
(イーストプレス出版)
露ゴーリキー文学大
学を日本人で初めて卒

業したロシア文学者が、留学中のあれこれを綴ったもの。彼女の文学への深い愛情に共感しつつ、まさに文学の力を思い知らされました。

③ 「がんばらなくっちゃ。あんぱんまん」

あまり知られていないが、「あんぱんまん」と「アンパンマン」は違う。オリジナルの「アンパンマン」→「あんぱんまん」→テレビで有名になった「アンパンマン」があるが、ここで取り上げるのは「あんぱんまん」である。

ちょうど私が幼稚園児だった1973年に出版された「あんぱんまん」は、砂漠で飢えている旅人に自分の顔を食べさせる。顔が半分になったあんぱんまんは、森の中で迷子の子供を救って家まで届け、残りの顔を食べさせる。その後、雨が降り雷も鳴り、町はずれの煙突に墜落するが、そこはパン工場で、おじさんが新しいパンを焼いて、もっと大きくておいしいあんこがいっぱいの顔を付けてくれる。あんぱんまんは、おなかのすいた人を助けに再び飛んでいく。

その頃の私はおとなしく恥ずかしがり屋でけんかなどとてもできないし、ちょっとしたことで半泣きになるような子供だった。でも、「あんぱんまん」を読んで、けんかが強くなくても、自分の大切なもの（なにしろ顔、頭全部である）を失っても、困っている人を助けるのがとてもカッコいいことだと心底思った。どちらかというジャムパンが好きだったが、「あんぱんまん」を読んでから現在まで、菓子パンといえばあんパン、お腹がすけばあんパンを食べている。それはどうでもよいことで、本当に感動した。

大人になってから初めて、作者のやなせたかしさんのあとがきを読んだ。やなせさんは、カッコいいスーパーマンや仮面ものが大好きと言いつつ、「だれのためにたたかっているのかよくわからない」と言

う。「本当の正義」というのは「けっしてカッコいいものではない」し「自分も深く傷つく」。つまり、献身の心なくしては正義は行えないし、73年（オイルショック！）当時の課題である「物価高や公害、飢え」とたたかうのが「正義の超人」だと。あんぱんまんは、ボロボロのマントを着てひっそりと恥ずかしそうに登場して「自分を食べさせることによって飢える人を救う」が、「顔は気楽そうに笑っている」。「子どもたちは好きになってくれるでしょうか、それともテレビの人気者がいいですか」と結ぶ。

やなせさんは戦争で中国に行っている。敵ではなく、飢えや病気との闘いだっただけ。そして唯一の肉親である（父は亡くなり母は再婚）優秀で京都帝国大学生だった弟を戦争で失った。その悔しさや思いの結晶があんぱんまんだったのではないかと。発表当時、「難解すぎる」「残酷だ」という理由で、批評家からも、幼稚園や保育園関係者からも批判されたという。ところが、私のような幼稚園や保育園児から圧倒的な人気が出始めて、ついに「テレビの人気者」になった。

前置きが長くなってしまった。私は、ユニオンのオルガナイザーというのはあんぱんまんだと考えている。困っている人がいれば助けるのは当然であり、そういう人がいないのかを必死で探し回る。組織化につながらない、財政が厳しいのは当たり前。でも、「愛と勇気だけが友達だ」（『アンパンマンのマーチ』から）から、へっちゃら。もちろんオルガナイザーだけでは何もできない。顔がなくなったら新しいあんぱんを作ってくれるパン工場こそがユニオン、それを支えるのは組合員である。パン工場はパン作りの名人だけでは動かない。掃除をする人も、設備を修理する人も、材料を運ぶ人も、お金の計算をする人も同じように重要である。組合員と献身的なオルガナイザーは、どちらもとても大切な存在である。

「あんぱんまん」のラストでパン作りのおじさんは大声で叫ぶ。「がんばらなくっちゃ。あんぱんまん」と。



ももいきお
事務局次長 桃井希生

① 札幌地域労働組合

② 映画「PLAN75」

監督：早川千絵

75歳以上の安楽死が合法化された日本を描いたSF映画。とんでもない設定なのに、細部がリアルで今の日本社会の延長のように感じるのが空恐ろしい。物語のメッセージが心強く、優生思想に抗おうとする作品です。



③ 2020年から札幌地域労組で専従職員をしています。労働組合が、労働組合法によって声を上げる側

の権利が保障されていることに感動しました。私も、働く人がその権利を行使するお手伝い出来るように日々奮闘しています。CUNN加盟の闘うユニオンが全国にあることを多くの人に知ってもらい、正規・非正規問わず職場で声を上げる人が増えることが、民主主義が育つ鍵だと思っています。そのためにCUNNの運動を全力で盛り上げたいです！ まだまだ分からないことも多いですが、事務局長、事務局長代行を支えられるように頑張ります。

個人的な話ですが、2019年に札幌で街宣中の安倍晋三へ市民がヤジを飛ばして警察から排除された事件の原告としても闘っていて、この闘いを描いた映画「ヤジと民主主義」が23年12月から全国の劇場で公開中です。

好きな食べ物は甘いもの全般。北海道でしか食べられない六花亭のマルセイバターアイスが一番好きです。

にったひろこ
運営委員 仁田裕子



① 女性ユニオン東京

② 手前味噌ですが、「勇気りんりんフルコース仕立て～働く女性のパワーアップメニュー」女性ユニオン東京編(教育資料出版)

は、いつも手元にある本です。職場では一人でもユニオンには仲間がいる、ちょっとの勇気で笑顔をと、働く女性たちに呼びかけています。

③ 最近の女性ユニオン東京に寄せられる労働相談は、突然の基本給の切り下げ、マタニティーハラス

メントを訴えて退職勧奨、継続的なセクシュアルハラスメントのため休職期間切れの退職など、どれをとってもその背景には女性に対するジェンダー差別が見えてきます。チームで当事者中心に団体交渉を進め、一人ひとりの労働者が自己の権利を主張し闘い抜いた表情に出会う時、労働組合の役割の重要性を伝えもっと仲間を増やしたいと痛感します。

女性労働者は、男女の役割分業を前提とした構造的差別があり、半数以上が非正規雇用で低賃金、ハラスメントを受けやすく、声を上げにくい。この2年間、全国交流集会の「女性交流会」の参加者有志で、月1回のZOOMミーティングを通して、全国のユニオンの仲間と情報共有しながら、女性労働の問題に取り組んできました。これからもジェンダーフリーの労働運動をめざし、足元から力を合わせて取り組んでいきたいと思います。一緒にやりましょう。

ひらたじゅんこ
事務局次長代行 平田淳子

① よこはましティユニオン

③ 熊本集会の会場に駆けつけてくれた熊本県営業部長くまモンのあったかい手に触れ、お姉さんと息ぴったりのキレッキレ体操を見て大感激でした。超多忙な事務局長の末永い健康を祈りながら時々電話取るモン。がんばるモン。



事務局長退任にあたって

岡本哲文さん(下町ユニオン)

私が全国ネット事務局長となつた第21回十勝集会(09年10月)以来14年の間、さらにさかのぼって事務局次長となつた第10回東京・上野池の端集会(98年11月)から数えれば25年となりますが、全国の仲間の皆さまには語り尽くせないほどのご厚意、ご指導、ご支援、ご協力を頂きました。本当にありがとうございました。

全国ネットは、何よりもまず上部団体や所属の違いを理解し、組織の大小に関わらず互いに尊重し合う多様性のある水平的な組織であり、丁寧な組織運営にこだわってきました。また、各地のユニオンの活動を孤軍奮闘に終わらせない、孤立させないよう、情報集め、情報発信、共有化から連携、協同につなげられるよう努めてきました。そして、労働相談、争議解決、潰されない労働組合の闘うネットワークとして、個々のユニオンの力の底上げと連携、協同の強化、広がりを目指してきました。これからもこうした全国ネットの「良さ」を大事にしなが、更に

は情勢変化に先駆ける運動の社会的提起、展開を強めていって欲しいと思います。

地方ネットレベルの交流、活動が深まっています。全国展開の企業対策や課題別のネットワークも進んでいます。ユニオンセミナーや次世代をつなぐ交流会からは、各地の次世代のメンバーのつながりも広がっています。そしてこの度、新たに事務局長が川本さんとなり、事務局次長に桃井さんという20代の女性が入りました。全国運営委員にも新任で仁田裕子さんが入り、計16名のうち9名が女性となりました。これは全国ネット史上初めてです。

社会情勢の変化の中で、コミュニケーション・ユニオン運動の有効・有用性と必要性は高まっています。各ユニオンの組織強化と拡大、次世代への継承、全国ネットのこれからなどの課題も多いです。より多様性、柔軟性をもった、より力強くユニークな全国ネットの組織と運動づくりが進められるとことと期待しています。

「思い出の深い全国集會を3つ挙げてください」と言われ、選ぶのが難しいですが…

① 第23回熊本・阿蘇集会 (2011/10/1 ~ 2) 324人

3.11 東日本大震災、福島第一原発事故により予定されていた東北・山形集会が中止に追い込まれた。準備期間が半年を切っている中、九州・熊本のなかまが引き受けてくれた。夜の交流レセプションでの地元高校生による灯籠おどりを「酒の場はダメ」という学校側と「オープニングならば」と調整などなど、フル回転で準備、歓迎していただいた。

② 第32回 神奈川・ヨコスカ集会 (2020/9/26 ~ 27) 137人

新型コロナ禍の1年目。神奈川・ヨコスカのなかまが苦勞しながら、参加者数を絞り、オンライン併用、YouTubeでのライブ配信という工夫でやり切った。オプションとした夕食会は広い会場、定員を半分にしたテーブル席形式で感染予防対策をしながら争議報告、参加者自己紹介と交流の場に。「生きることはつどうこと」を掲げた翌年の静岡集会につながった。

③ 第21回 北海道・十勝集会 (2009/10/17 ~ 18) 341人

故木下栄治ユニオンとかち書記長(当時)をはじめ北海道・十勝のなかまにより、食料自給率1100%(1200%だったか?)という国内最大の食糧生産地で開催。「全国ネット20年とこれから」との中野麻美さんの記念講演や、十勝での平和運動報告。そしてなによりも集会終了後の野外でのジンギスカンパーティー。私が全国ネット事務局長となった集會でもありました。